

農地中間管理事業に係る個人情報誤送付のお詫び

この度、農地中間管理事業に関連した事務において、下記のとおり一部の農地所有者様の個人情報を借受法人以外の法人に誤送付していたことが当該送付先法人のご指摘により判明いたしました。

農地所有者様及び借受者様並びに関係機関の皆様にご多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、誤送付した個人情報は既に回収が完了しており、新たな情報の流出や被害を受けた旨の連絡を受けていないことを申し添えます。

当財団では、個人情報の管理に留意してまいりましたが、認識が甘かったことを深く反省し、今後このような事態を二度と起こさないよう再発防止に努めてまいります所存です。

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長

記

1 概要

- 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下、「財団」という。）が実施する農地中間管理事業において、農業法人（借受者）に貸付けている農地の貸借契約が終期を迎えることから、契約更新の意思等の確認を行うため、当該農地の情報について法人に通知をしたところ、当該通知の中に他の法人に貸付けている農地所有者の個人情報が含まれていることが判明。

2 経緯

- 財団は、農地中間管理事業事務処理要領に基づき、令和2年7月15日付で、農地の貸付期間が今年度中に満了する11法人に対し契約の終期の予定通知文書を郵送した。
- その後、7月28日に通知先の1法人から指摘を受け、確認した結果、本来、当該法人分のみの貸付者情報が掲載された一覧表を添付すべきところ、同一市内の他の法人の貸付者情報も含んだ一覧表を誤って添付し通知していたことが、8月4日に判明した。

(内訳)

対象市名	通知先法人（借受者）数	農地所有者（貸付者）人
広島市	2	87
東広島市	6	7
安芸高田市	3	4
計	11	98

- 誤送付した個人情報は農地所有者（貸付者）の「住所、氏名、年齢、電話番号」。

3 再発防止に向けた対応

- 個人情報関係文書の施行時の再確認を複数職員で行うなどチェックを徹底する。
- 研修会等の開催・聴講により個人情報保護に対する職員の意識の向上を図る。
- 管理システムの改修を検討するなどヒューマンエラーの防止策を進める。

4 お問い合わせ先

財団 農地中間管理機構 農地管理部 担当：外山・木山

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号

電話：(082) 541-6192 FAX：(082) 541-5177 メール：kikou@hsnz.jp